

## 小牧の国保について

会社を退職した人、  
農業・自営業に従事  
する人 等

### 1 国民健康保険制度について

- ・ 社会保険等に参加していない人のための医療保険制度。
- ・ 小牧市では、

「所得割」（前年中の収入に応じて計算される部分）

「資産割」（固定資産税額に応じて計算される部分）

「平等割」（加入世帯 1 世帯当たり 定額）

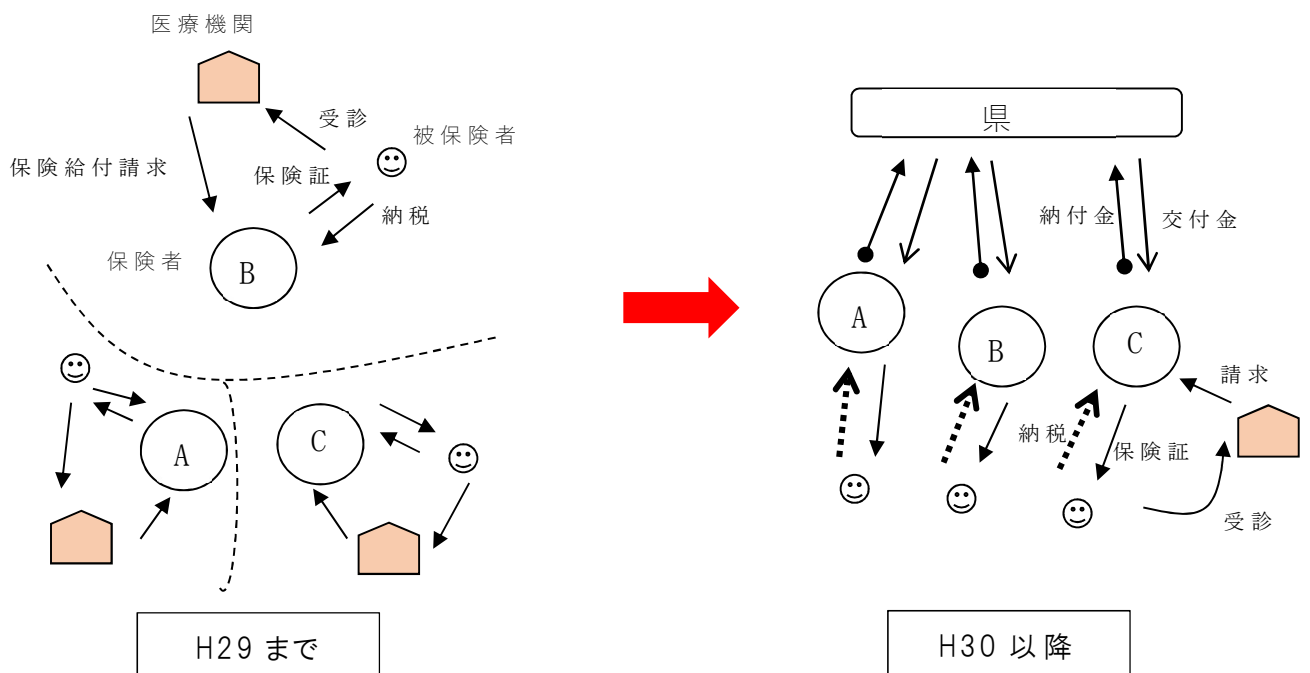
「均等割」（加入者 1 人当たり 定額）

の 4 種類の金額の合計で計算している。

- ・ 平成 29 年度までは、市町村ごとに運営（” 保険者” ）。

→ H30 に制度改正があり、県が財政運営の責任主体となり、市町村と共同運営するようになった。

※ただし手続きや賦課徴収業務は従来と変更なし



- ・ 各保険者が必要とする保険給付費（被保険者が病院等にかかったときの、保険者負担分等。被保険者の窓口負担が 3 割なら残りの 7 割のこと）は、県が各保険者に交付する。そのかわり、各保険者は県から示される「納付金」を県に納付する。
- ・ 国保の出納は「特別会計」で行われている。

H30 予算規模は 139 億円で、

主な収入は県支出金（93 億円）、国保税（28 億円）、繰入金（17 億円）、  
主な支出は保険給付費（93 億円）、納付金（43 億円）

- ・納付金を賄うことができる税率を各保険者は計算し、条例で定める。  
→H30 からの制度改正に伴い、本市でも約 10 年ぶりに税率を改定。

#### 《改定のポイント》

- ①一般会計から財源不足額を繰り入れていた「決算補填等目的の繰入金」を、段階的に削減・解消する。(H29 決算で 1 億 2,700 万円)
- ②国保税の計算のうち「資産割税率」について段階的に引き下げ、H39 年度に廃止する。
- ③国保税の計算のうち「所得割税率」「均等割額」「平等割額」について、3 年毎に見直す。  
(H30～H32 の税率は H30.3 議会で議決)

## 2 今後見込まれる動きについて

- ・現在は「財政運営の責任主体は県」になっているものの、税率等は保険者ごとにばらつきがある。  
→6 年～10 年程度の期間で、県下で統一される可能性がある。  
※愛知県は現時点では未定だが、国の意向として。
- ・保険者の中には、「資産割税率」を持たないところもある。  
H39 より前に県下で税率や計算方法が統一された場合、本市もその時点で資産割税率をなくすことになる可能性がある。  
→県への納付金を確保できるよう、他の項目の税率や金額を引き上げることになる。